

## 【研修会参加報告】

「西部地区隣保館連絡協議会と西部地区児童館連絡協議会との合同研修会」に参加して

下榎隣保館指導員 西村さつみ

7月17日、大山町中山ふれあいセンターで、次の研修会が開催されました。

演題・「新型コロナウイルス感染症対策のための生活様式」

講師・鳥取大学医学部教授

景山誠二さん

今回の講演では、ウイルスと細菌の違いや感染経路について、また感染症対策のための基本的な生活様式について学びました。

講演で景山さんは、「今回の新型コロナウイルスは中国（武漢）で発生した風土病であると考えられているが、交通網の発達により人々の交流が簡単に、そして頻繁にできるようになった。風土病も世界流行化時代の幕開けである」と話しました。

また、「盛んに言われている3密環境の回避、マスクの着用、他者と距離をとる、密閉空間においては定期的な換気をし、石けん・流水による

手洗いをする」など、コロナ禍での生活様式を説明。これらを徹底することで予防は可能である、と語りました。

新型コロナウイルス感染症の怖さは、「病気」の感染から、見えない敵（ウイルス）への不安を生み、その不安が差別や偏見を生むことです。差別を受けるのが怖くて、熱や咳の症状があっても受診をためらい、結果として病気の拡散につながってしまうケースもあります。

新型コロナウイルスに関するさまざまな情報が飛び交っています。間違った情報に惑わされないよう、生活していくことが大切だと学びました。



## 「おかわり

ありませんか？」

～高齢者の見守り訪問について～

下榎隣保館生活相談員 西村千秋

下榎隣保館では、高齢者の見守り訪問を定期的に行っています。

7月末、消費生活相談員の鷺見明子さんと、「不安をおおひ、急いで契約させる点検商法にご注意！」のチラシ配布と注意指導を行いました。

近隣町村で、高額な契約金を支払ったにもかかわらず、工事に取り掛かってもらえないなど、実際にだまされた相談が寄せられているそうです。今回の訪問でも、「屋根瓦の大変なことになるから無料で点検しましょう」としつこく勧誘され、「断っても帰ろう」としないので嫌気がさした」という話も伺いました。

このように突然訪問してきて、急いで直さないといけないと言われても、家族やほかの業者にも確認をして、その場ですぐに契約しないよう落ち着いて行動することが大切です。あわてて無料点検勧誘にのせられないよう、十分注意しましょう。強引に契約させられて困った、契約を取り消したいなどの相談がありましたら、町消費生活相談窓口（電話72-0336）までご相談ください。

今後も声かけ、身近な情報提供など、高齢者の見守り訪問に重点を置いて活動していきます。お気軽に声をかけてください。

## 「人権啓発講演会および第45回日野町人権・同和教育研究集会」

## 開催中止のお知らせ

前年の実行委員会で今回のテーマを「LGBT」とし、講師との日程調整を進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止を決定いたしました。次年度の開催に向けて検討していきますので、ご理解とご協力をお願いします。

# 獣害対策

お役立ち情報も。そこそこ教えて、木下チーフ！

**最前線**

vol.27

農地は  
昼間も狙われている！

日野町鳥獣被害対策協議会 実施隊チーフ 木下卓也【問合せ】電話 72-1399

イノシシの話で驚かれることの一つに、「イノシシは昼行性の動物である」という話があります。イノシシは、林内などの人間を警戒する必要がない場所では、昼間に活動します。イノシシが夜行性の行動をとるのは、人間の活動による二次的な習性と言われています。つまり、人間を恐れているので、おいしい作物のある農地には、人がいない時を狙って夜な夜な来るだけなのです。

このように聞くと、一つの疑問がわいてきませんか？「人間の気配がほとんどない農地なら、昼間にもイノシシが来ているのでは？」と。

答えは「その通り、昼間でも出てきます」。下の写真は、ワイヤーメッシュ柵の外側を子連れのイノシシがウロウロしているところです。写真左下の小さな影



な影になっているのが、ウリ坊。撮影時間は午前11時45分で、ほぼ真つ昼間です。せつかくきれいに電気柵を張っていても、夜だけ電気を流す「夜モード」で使っていると、イノシシにとって危険性の低い、電気の流れていない昼間に被害にあうかもしれません。

高低差がある農地（農道や民家から作付け面が見晴らせない農地）なども、イノシシに危険性が低いと判断されてしまいます。また、電気柵の昼と夜の切替は光センサーで行っているため、電源が切れる明け方に入られてしまうケースもあります。

だから電気柵は「24時間通電を！」というわけです。

～こんにちは、消費生活相談員です～  
**知って安心！消費生活のはなし**



## スプレー缶の事故にご注意ください！

まだまだ暑い日が続きます。制汗剤、冷却スプレー、殺虫剤、日焼け止めなど、スプレー缶を使用する機会が多いと思います。スプレー缶は噴射剤として可燃性の高圧ガスを使用していることが多いため、使い方を誤ると爆発、火災事故につながる恐れがあります。消費者庁には、

- ▼使用時に吸い込んで呼吸が苦しくなった。
- ▼スプレー缶を子どもが誤って目や口に噴霧してしまった。
- ▼廃棄のために穴を開けるときに、火の近くで作業したため引火してやけどした。

といった事故情報が寄せられています。

- スプレー缶を取り扱う際には、以下の点に注意しましょう。
1. 使用時は十分に換気し、噴射時間および距離を守る。可燃性のガスが封入されていますので、ガスコンロや蚊取り線香など、火気のある場所の近くでは使用しないでください。
  2. 直射日光が当たる場所や車内など、気温が40℃以上になる高温の場所に置かない。また、子どもの手の届かない、湿気の少ない場所で保管しましょう。
  3. 廃棄する際は、町の分別方法に従って捨てましょう。



一人で悩まず、相談は役場産業振興課内、消費生活相談窓口（電話 72-0336）へ  
 ※消費者ホットライン「188（いやや!）」は、全国共通の3桁の電話番号です。